

24建企第621号
平成25年 3月25日

(社)長崎県建設業協会
(社)長崎県中小建設業協会
(社)長崎県造園建設業協会
(社)長崎県ほ装協会
(社)長崎県工務店連合会
(社)長崎県下水道建設業協会
(社)長崎県管工事協会
(社)長崎県港湾漁港建設業協会
(社)長崎県建造物解体工業会

会長 様

長崎県土木部長

長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

長崎県建設工事標準請負契約書（平成22年12月3日 長崎県告示第986号）について、下記のとおり改正しましたので通知します。

記

1. 改正理由

- (1) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）の一部改正が平成25年3月4日に告示（財務省告示第64号）され、平成25年4月1日から遅延利息が現行の年3.1%から年3.0%になることに伴い、関係条文を改めた。
- (2) 国土交通省において、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、公正取引委員会から、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）に基づく改善措置要求等を受けたことを踏まえ、平成24年10月17日付け「当面の再発防止対策について」により直ちに実施すべき対策が緊急的にとりまとめられ、当該対策に関する具体的措置として、工事における談合等不正行為があった場合の違約金条項が改正されたため、本県においても、未だの防止対策として、同様の改正を行なった。

2. 改正内容

- (1) 第34条第6項、第37条第8項並びに第47条第2項及び第3項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改めた。
- (2) 第48条の2第1項本文中「10分の1」の次に「（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合は10分の3）」を、同項第1号中「取り消された場合を含む。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第2号中「次号において「納付命令又は排除措置命令」という。」を「次号及び次項第2号において同じ。」に、同項第3号中「納付命令又は」を「前号に規定する納付命令又は」に改め、同条第2項本文中「前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、」を削り、「10分の1」の次に「（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合は10分の3）」を加え、「ただし、本項については、政府調達

に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける工事にのみ適用する。」を「また、発注者は、受注者に対して契約を解除することができる。なお、第3号及び第4号については、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける工事以外の工事については適用しない。」に、同項第3号中「受注者」を「前項第4号に該当する場合にあって、受注者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を削り、同項第1号中「前項第1号」を「前項第4号に該当する場合にあって、前項第1号」に改め、「納付命令」の次に「における課徴金」を加え、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

第48条の2第3項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改め、同条第4項を削り、同条に第4項及び第5項として次の2項を加える。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(3) 第51条第3項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改めた。

3. 施行年月日

平成25年4月1日以後に契約締結する建設工事から施行する。

なお、平成25年3月31日以前に締結した契約及び当該契約の同日以後に締結される変更契約については、従前の例による。

4. 添付書類

(1) 新旧対照表

(2) 長崎県建設工事標準請負契約書（改正後）